

福島県西白河郡矢吹町議会

1 政策づくりと監視機能を十分に発揮している議会

1 一問一答方式の導入

議会改革の一環として、矢吹町議会では従来の一括質問・答弁方式から論点の明確化と活発な論戦を期待すべく、一般質問について「一問一答方式」を平成29年第405回議会定例会より導入した。また議員側の質問を、答弁する執行部側に向けて行なう対面方式にも改め、質問と答弁のキャッチボールをスムーズに実施している。

2 議員定数の削減

議会として議員自ら身を切る覚悟で議会改革と活性化に取り組んでいることを町民に理解いただく観点から、議員定数について類似団体及び近隣同規模自治体との比較や町民の意見等踏まえ議論を重ねた結果、平成28年の改選時より、16人から14人に削減を図った。

3 議会基本条例の制定

議会基本条例は、自治に基づく地方議会運営を定めた条例となっており、新たに検討を行ってきた事項及び従来から「慣行」として行っていた事項のほかに、矢吹町議会そして議員が、従来の活動にとどまることなく自己の資質向上を図りながら議会改革を推し進め、また議会の構成員である議員の役割と身分上の位置付けの明確化を図ることが必要と考え、議会の規範となる「議会基本条例」の策定に向け議論を重ねた結果、平成27年第386回議会定例会において可決され、同年4月より施行されている。

2 住民に開かれた議会

1 議会だよりの発行・ホームページの充実

議会だよりは定例会後に発行し、町内全世帯に配布をしている。6名の編集委員で数回にわたり議会広報編集委員会を開催しており、町民に分かりやすい広報誌を目指すべく、委員間においての議論や研究、研修を日々重ねている。

また、議会広報のみでは細かな情報を伝えることが困難であるため、議会ホームページに会議録を掲載し、一言一句まで本会議内容を把握できる環境を整えている。更には平成29年12月より議会中継録画を配信することとなり、町内外への情報発信をより一層充実させる取り組みを日々実施している。

2 議会懇談会（報告会）の実施

議会懇談会は、議会活性化の一環として、議会の決定事項に係る町民の知る権利に応え、かつ説明責任を果たす機会と位置付け、町政の情報を共有するとともに「協働のまちづくり」の環境整備に資することを目的として平成25年から開催している。

今後も「町民との情報共有」を推進するため、議会が直接、議会としての考え方を報告し、町民の皆様との話し合いの機会を作り、議会としての意思決定の中に町民参加を進めることが重要であると考え、懇談会の運営のあり方を検討しながら実施してまいりたい。

3 子ども議会の開催

次代を担う小学校児童に、議会制民主主義の理解と議会への関心を深めてもらうことを目的とし「子ども議会」を平成18年から実施しており、町内の小

学6年生20名の「子ども議員」による教育・福祉・環境・健康づくりに関することなど、より暮らしやすい矢吹町の提言や行政への要望などが質問されている。